

大規模災害等発生時の児童引き渡し保護者用マニュアル 岡山市立政田小学校

1 保護者引き渡しを実施するケース

- 大規模な自然災害（地震・津波）が発生し、大きな被害が出たとき
例：児童が在校時に震度5以上の地震が発生したら、引き渡しとなります。
- 不審者が学校に侵入し、実被害が出たとき
- 近隣地域で凶悪事件等が発生し、犯人が逃走中で、児童に被害が及ぶ恐れがあるとき

2 保護者引き渡しについての連絡手段

(1) 通信手段が使用可能なとき

→ 保護者引き渡しを実施する場合、原則、学校から連絡をします。学校から、保護者宛にU S A G Iメール配信等でお伝えするので、お子さまの引き取りをお願いします。

(2) いっさいの通信手段が途絶し、連絡ができないとき

→ 児童は学校で待ちます。保護者の来校を待って、引き渡します。この場合は、保護者の判断になります。

3 引き渡し場所

(1) 大規模な自然災害（地震・津波等）が発生し、大きな被害が出たとき

→ 地震の場合、体育館北出入口が引き渡し場所です。

津波の場合、中棟（3階が避難場所）東出入口が引き渡し場所です。

※建物の被害状況により、他の場所が引き渡し場所となった場合には、可能な限り分かるように掲示します。

(2) 不審者が学校に侵入し、実被害が出たとき、近隣地域で凶悪事件等が発生し、犯人が逃走中で、児童に被害が及ぶ恐れがあるとき

→ 原則、南棟児童昇降口が引き渡し場所です。児童の心理的動揺等により学校での引き渡しが望ましくないと判断し、他の場所を引き渡し場所とする場合には連絡します。

4 引き渡しの手順について

(1) 毎年度始めに、災害緊急時「引き取り者カード」に記入して、担任まで提出してください。

(2) 引き渡し

① 教職員に「〇〇の保護者です」と伝え、身元確認ができるもの（運転免許証、マイナンバーカード等）を提出してください。

② 児童による確認ができたなら、引き渡しをします。

◎保護者以外の引き取り人は、お子さまが確認できる方をお願いします。確実に引き取りができる方をお知らせください。

※学校に伝えておくべき連絡事項がありましたら、担当の教職員に伝えてください。